

富山市告示第584号

富山市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱を次のように定める。

平成20年10月31日

富山市長 藤井裕久

富山市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、富山市が建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務を行う場合において、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の時期及び方法等について、必要な事項を定める。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、第5条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された者でなければならない。

(競争入札に参加することができない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (3) 税を滞納している者
- (4) 第9条の規定により入札参加資格を抹消され、2年を経過しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、並びに更生手続

開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者
(資格審査申請の時期及び方法)

第4条 競争入札に参加しようとする者は、建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 登録証明書又は現況報告書(写し)(第2項に該当する者に限る。)
- (2) 経営規模等総括表(様式第2号)
- (3) 業態調書(建設コンサルタント業務等)(様式第3号)
- (4) 財務諸表(建設コンサルタント業務等)
- (5) 委任状(入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。)(様式第4号)
- (6) 営業所一覧表(様式第5号)
- (7) 測量等実績調書(様式第6号)
- (8) 技術者経歴書(様式第7号)
- (9) 登記事項証明書(法人が申請する場合に限る。)又は身分証明書(個人が申請する場合に限る。市町村長発行のもの)
- (10) 納税証明書
- (11) 所在地略図
- (12) 取引金融機関届(様式第8号)
- (13) 資本関係・人的関係に関する調書(様式第9号)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 次の各号の競争入札に参加しようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる営業に関し法律上必要とする資格を有している者でなければならない。

- (1) 測量業務 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている者
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者

(3) 補償関係コンサルタント業務のうち不動産鑑定 不動産鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けている者

3 申請書は、平成20年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の11月1日から12月25日まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に提出しなければならない。

4 市長は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の2月15日まで（休日を除く。）の間、申請書を受け付ける（以下「随時受付」という。）。

（建設工事競争入札参加資格者名簿への登載）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、業種区分ごとの年間平均実績高、自己資本額、業種区分ごとの有資格者の数及び営業年数について審査し、建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、資格の有無を申請者に対して通知する。なお、富山市の区域に主たる営業所を有する者については、別に定める総合点数を算定し、同時にその総合点数を通知する。

（資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、随時受付にあつては資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

（営業の譲渡又は相続）

第7条 入札参加資格者から営業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により営業を相続した者は、建設コンサルタント業務等入札参加資格（譲受、相続）審査申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 営業の全部又は一部を譲り受け、若しくは相続したことを証する書面

(2) 第4条第2項の各号に該当する者は登録証明書又は現況報告書（写し）

2 前項の申請があったときは、随時に第5条後段の規定により総合点数を算定し、資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。

3 前項の措置に係る資格の有効期間は、譲渡人又は被相続人の有していた有効期間の残期間とする。

（変更等の届出）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに入札参加資格変更届出書（様式第11号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 受任先営業所等の名称及び所在地

(3) 法人又は共同企業体である場合においては、代表者の氏名

(4) 受任者の氏名

(5) 指定口座

(6) 電話番号及びFAX番号

(7) その他

2 入札参加資格者は、入札参加資格を取り下げようとするときは、入札参加資格取下届出書（様式第12号）を提出しなければならない。

（入札参加資格の抹消）

第9条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。

(4) 第3条第3号の規定に該当したとき。

(5) 前条第1項に規定する変更の届出をしなかったとき。

（共同企業体の特例）

第10条 共同企業体の構成員は、5者以内とする。

- 2 共同企業体の代表者は、建設コンサルタント業務等共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第13号）に、共同企業体協定書を添付して申請しなければならない。
- 3 共同企業体の資格審査は、第5条の規定に基づいて行うものとし、業種区分ごとの年間平均実績高、自己資本額及び業種区分ごとの有資格者の数は構成員の和とし、営業年数は構成員の平均数値により行うものとする。なお、その他の場合又はこれにより難しい場合の取扱いについては別に定める。
- 4 共同企業体の構成員が前条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体は、同条の規定の適用を受けるものとし、共同企業体が前条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員について同様とする。

附 則

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の建設コンサルタント業務等の競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日以後における平成20年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年11月2日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の富山市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱の規定は、定期受付にあつては令和2年度の申請から、随時受付にあつ

ては令和3年度の申請から適用し、令和2年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱の規定は、定期受付にあつては令和4年度の申請から、随時受付にあつては令和5年度の申請から適用し、令和4年度の随時受付に係る手続にあつては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。